

令和元年 美郷町議会 議事録

第3回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和元年 9月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和元年 9月 3日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	散会	令和元年 9月 3日 午後 12時01分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	簀根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	3番	波多野康博	4番	原 克 美
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	旭 林 修 範
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	永 妻 孝 司
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	添 谷 正 夫
	美郷くらし推進課長	高 橋 武 司	大和事務所長	大 畠 修 二
	会計課長	井 上 陽 生	教育課長	漆 谷 千 鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆 谷 和 彦 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和元年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第 1 号)

令和元年9月3日(火) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	請願・陳情の委員会付託
5	報告事項 報告第4号 平成30年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 報告第5号 平成30年度一般財団法人美郷町開発公社事業実績及び決算並びに令和元年度事業計画及び予算の報告について 報告第6号 平成30年度株式会社グリーンロードだいわ第27期決算並びに令和元年度第28期事業計画及び予算の報告について 報告第7号 一般社団法人ファームサポート美郷 平成30年度事業実績及び決算並びに令和元年度事業計画及び予算の報告について
6	議案の上程、説明 【条例案】 議案第50号 美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 議案第51号 美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 2 号 美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を正する条例の制定について

議案第 5 3 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 4 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 5 号 美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 6 号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 5 7 号 がんばれ美郷町寄付基金条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第 5 8 号 令和元年度美郷町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 9 号 令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 0 号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 1 号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 2 号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

【一般事件案】

議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について

議案第 6 4 号 平成 3 0 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から令和元年美郷町議会第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番・波多野議員、4番・原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日3日から13日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、定例会の会期は本日から13日までの11日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、5点ご報告をいたします。

1点目に美郷バレーの取り組みにおける獣害対策の電柵部材の特許出願について申し上げます。鳥獣害版シリコンバレーを目指す美郷バレーの連携協定を締結している株式会社テザック及び国立研究開発法人農・業食品産業技術総合研究機構、そして美郷町の3者で共同開発をしました電柵部材について、特許権等の協同出願を8月19日に行いました。出願は、株式会社テザックのグループ会社であり、岡山県に本社を置く日本植生グループを通じて行っています。共同開発しました電気柵用クリップと支柱は、電柵の設置や管理、撤収、運搬にかかる労力を大幅に削減できる画期的な新しい電柵部材です。また、電柵支柱の色は、イノシシの動物行動学の基礎研究を応用して、イノシシに見えにくく人にはよく分かって接触を避けられるように赤色にしています。今年4月から町内4か所で営農組合や住民の皆様にご協力をいただき、商品開発に向けた電柵の試験施工を行い、高い評価をいただきました。出願後の審査期間は1年半かかり、特許公開や登録申請等は、3者で協議しながら進めていくこととしています。美郷町発の電柵部材であり、特許権の取得が実現しますと当町の知的財産として連携協定の大きな成果となります。なお、この電柵は9月27日に報道公

開10月の山くじらフォーラムで、美郷バレーの技術開発として紹介する予定です。また、この度、美郷バレーバッジを作成いたしました。このバッジは美郷バレーのメンバーである麻布大学の加瀬ちひろ講師、江口祐輔客員教授・農研機構西日本農業研究センター鳥獣害対策技術グループ長がデザインされたイノシシのロゴを基に作成しています。美郷バレーの連携協定を結んだメンバーで着用し、美郷バレーをPRしていきたいと思います。本議会では3役と課長は美郷町の記章とともに着用して出席いたします。

2点目に、美郷町神楽連絡協議会の設立について申し上げます。町内の6つの神楽団で構成する美郷町神楽連絡協議会が8月20日に設立されました。平成25年2月には、石見地域の112の神楽団体、石見地域の9市町と県で構成する石見神楽広域連絡協議会が設立され、本町からも5つの神楽団が構成員となっています。9市町の多くには神楽団体の協議会があり、美郷町もその設立が望まれていたところです。5月の石見神楽の日本遺産認定を大きなチャンスとして、石見神楽を重要な観光資源としてしっかりと位置づけて、協議会、観光協会などと連携して、その継承と活躍PRに取り組んでいきたいと考えています。

3点目にインドネシア日本まつりへの千原神楽団の出演と美郷町ブースの設置について申し上げます。8月20日に、在大阪インドネシア共和国総領事館のミルザ総領事が来町されました。この際に、総領事館の主催により、10月5日、6日に大阪市のなんばハッチで開催されますインドネシア日本まつりについて、ミルザ総領事から千原神楽団への出演を依頼されました。千原神楽団の花田団長は快諾をされ、この祭りへの千原神楽団の出演が決定したところです。また、この祭りの会場に美郷町の特設ブースを設けて、特産品の販売などを行うことも決まりました。このインドネシア日本祭りは昨年は、8000人以上が来場されている大きなイベントです。イベント参加によるPR効果は大きいものであり、石見神楽美郷町の特産品等をしっかりとPR、紹介できるよう進めていきたいと考えています。

4点目に町のホームページの刷新について申し上げます。施政方針で申し上げておりますが、町の情報発信力を強化するためのホームページの刷新作業を進めてきており、現在最終段階に来ております。新しいホームページは、10月1日を公開予定としています。ホームページの顔であるポータルサイトを一新し、町外向けページと町内向けページに区分いたします。特に町外向けのページでは、美郷町を知らない人が見ても興味を持っていただけるようなコンテンツを用意する予定です。全体のコンセプトにつきましては、美郷町民が美郷町を惚れ直すことによる町民全員が美郷町の宣伝マンになるということとしております。デザインは奇抜になりすぎず、かといって田舎っぽさだけではない美郷の町のありのままの姿を効果的に情報発信できることを意識して進めています。また、ホームページの刷新以外にも委託業者には町全体のブランドデザインを依頼しており、町民の方が自由に使えるイラストやロゴ、名刺デザイン、写真なども用意するよう進めております。町民の方々にもこうしたツールを積極的に使っていただき、町全体で美郷町をPRしていきたいと考えております。

最後に、工事等の発注状況につきましては、6月から8月までの一覧をタブレットに配信

しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

●佐竹議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、請願、陳情の委員会付託を議題といたします。

本定例会に受理しております請願、陳情は、お手元に配布しております文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項並びに会議規則第95条の規定により、請願第1号は教育民生委員会へ、陳情第1号は産業建設委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

日程第5、報告事項を議題といたします。

報告第4号から報告第7号までの報告4件について、順次説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

そうしますと、報告第4号、平成30年度決算に基づく美郷町の健全判断化比率および資金不足比率の報告をさせていただきます。表1の平成30年度美郷町健全化判断比率でございます。このうちの実質赤字比率につきましては、実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。基本的には、一般会計と特別会計の内、下水道事業、簡易水道、国民健康保険、国民健康保険診療所、後期高齢者医療などを除いた住宅新築資金貸付事業そして君谷診療所特別会計の普通会計が対象でございます。美郷町は黒字決算でございましたので、数値の記載はございません。次に連結実質赤字比率につきましては、一般会計他7会計、特別会計ですべての会計の赤字額、資金不足額を標準財政規模で除して得た率でありまして、美郷町は、全会計が黒字決算でございますので、数字の記載はございません。次に実質公債比率でございます。これは地方債の元利償還等が標準財政規模に占める割合を示すものでございまして、平成28年、29年、30年の3カ年を平均として、決算では11.9%です。昨年度の12.4%での0.5ポイント減少しましたが、これは平成30年度単年度も11.9%となったことから、減少したことになります。次に、将来負担比率でございます。これは一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したものでございまして83.5%でございます。昨年75.6%と比較いたしますと、7.9ポイント大幅に上昇しております。この要因といたしましては、基金の取り崩しによるもので、今後も基金へ依存しなければならない財政運営については、上昇の推移が見込まれます。次に表2の平成30年度美郷町資金不足比率につきましては、簡易水道事業特別会計、下水道特別会計とも昨年と同様、黒字決算でございましたので、資金不足はございませんでしたので、数値の記載はされておられません。いずれの比率におきましても、早期健全化事業を下回った結果となっております。今後につきましても、各会計とも効率的な行政運営に努めまして、より健全性を保つべく取り組んでまいりたいと考えております。以

上。報告第4号についてご説明しました。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

報告第5号でございます。平成30年度、一般財団法人美郷町開発公社事業実績および決算並びに令和元年度事業計画及び予算について報告させていただきます。平成30年度の事業実績及び決算につきましては、令和元年6月18日に監査を受け、その後、6月20日の理事会と6月26日の評議委員会で承認されたものでございます。監査報告書は37ページでございます。また、令和元年度の事業計画および予算につきましては、42ページ以降でございます。この計画については、平成31年3月26日の評議委員会において、了承されたものです。それでは早速概要について、ご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。平成30年度美郷町開発公社の事業報告でございます。(1) ゴールデンユートピアおおち管理運営業務でございます。施設の利用としては、平成30年度の施設利用者数は4万8346人で、昨年度より、1178人減となりました。これは昨年4月に発生した地震により、8日間の臨時休業を行ったことと、同じく昨年12月末にプール温浴施設内の改修工事を行ったことによるものと考えております。施設利用につきましては、宿泊施設の四季の杜へのシーズンごとの需要の状況に応じた料金を適切に設定して利益の確保を図り、テニスなどの合宿での宿泊事業補助金のPR、12月から2月までの冬季期間に工業者関連の長期宿泊利用により、売り上げが減少する閑散期のリカバリーにつながりました。宿泊施設以外では、自主事業の水中運動と健康福祉課、地域包括支援センターからの予防事業を受託して、町内利用者の拡大を実施して、ゴールデンユートピアおおちでの町民の健康維持増進に資する取り組みを行ってきました。(2) 管理運営事業における収入の部でございますが、7846万1519円で前年度となる29年度は1億774万4372円。こちらレストラン石楠花を含んだ額となっております。3ページをお願いいたします。(2) レストラン石楠花運営管理業務でございます。レストラン石楠花も公社の直営事業として、宿泊客の食事対応のみならず、観光客等への食事需要にも対応しているところです。施設利用者数7388人、1日平均24人、303営業日、29年度に比べて1624人の減となりました。ユートピア同様、30年4月の地震の影響もございますが、特に昼食利用者が33%減の4646人となりました。その一方で、宿泊客の食事利用は70%増の1898人となりました。29年度からは石楠花において、山くじらメニューをスタートし、新メニューとして美郷町町長プレートを始め、各種新メニューも開始しました。地域住民の皆様にも各種法事を始め、宴会などにも利用いただいております。今後は売上原価の改善とメニュー、プライス設定を見直し、昼食利用の増加や週末の法事、夜の宴会の無料送迎を行い、集客増を目指します。続きまして4ページをお願いいたします。(3) カヌーの里おおちの管理運営業務についてでございます。①30年度の利用人数は29年度に比べ海洋センターのプールを閉鎖したことで1528人減となりました。施設全体利用者は1万4544人で、各部門で検

証すると、カヌー事業が前年度比733人増、キャンプ場が486人増、トレーラーハウス事業が385人増となっています。これは昨年8月以降、好天に恵まれたことにより、カヌー、キャンプ場のキャンセルがなかったことによるものと思われます。近隣施設ではないアクティビティーなメニューが強みを生かし、連携した観光PR活動、そしてインターネットによる顧客ニーズの拾い上げで、集客に努めてまいりたいと考えます。管理運営事業でございます。施設利用料金収入は3674万9000円で、前年比では139万円余の増となりました。売上げ増の内訳としては、前年度に比べカヌー事業が121万円の増、キャンプ場事業が27万円の増などとなっています。カヌーを初めとするアウトドア事業は、季節や天候に左右される要因が大きく、需要の大きい繁忙期とそうでない時期との価格の差別化をもって、閑散期には、お客様が参加しやすい価格でサービスできる仕組みづくりで顧客拡大、売上げ向上を目指していきたいと思います。続いて、平成30年度の決算についてご説明いたします。5ページ以降から、美郷町開発公社の決算書が続いていますが、33ページをお願いいたします。前年度対比での決算の状況を載せておりますのでこの表をもってご説明をさせていただきます。純売上高ですが、施設運営委託収入からレストラン収入までの合計で1億4007万2897円です。29年度比で331万2000円余りの減収となります。この中でレストラン、売店収入、2段に分けて計算していますが、昨年は一段で合計して載せてあります。内訳ですが、レストラン、売店収入は、宿泊客食事代、各部門の売店の収入を合計しています。レストラン収入の欄は、一般客の方々と、レストランにお見えになった方々の売上げを計上しております。続いて、売上げ原価ですが1114万2111円ということで、原価は逆に42万4000円増加しています。これを差し引きした売上総利益は1億2893万786円です。結果として、29年度比で373万6000円余りの減益となります。続いて、その下の段、販売費及び一般管理費でございます。給料、手当から通信運搬費用まで合計は1億2421万8022円ということで、29年度比、経費の面では1344万6000円の経費の削減を実現しております。主な要因は、経費の上から2番目、賞与が前年と比べて288万6000円、前期において赤字決算にも関わらず、賞与を支給したことの反省を踏まえ30年度は賞与を支給しておりません。それと中間どころ、消耗品費とあります。540万9000円の減となっておりますが、これはレストラン用品の食器でございます。レストランも2年目となり、食器もほぼそろったということで、約340万円余り食器の買い入れが減ったということでございます。それから下から5段目に委託費とありますが、108万6000円の減となっておりますが、不要不急なコンサルタント契約の解除で108万円余りを削減しております。販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益ですが、471万2764円ということで、昨年と比べますと、971万円余りの増益となっております。事業外収益を足しますと経常利益は482万722円となります。その下でございます。前期損益修正損16万1680円を差し引くと、税引き前当期利益は465万9042円となります。税引き前利益から、法人税、住民税8万1000円などを引きますと、当期純利益は457万8042円となります。続いて、各部門のごとの

収支状況を報告します。34ページをごらんください。29年度には、ゴールデンユートピアに石楠花の会計を含めていましたので、昨年度対比ができませんので、今回は予算との対比で載せています。決算額をご覧ください。売り上げ高は7843万9000円、予算と比較しますと126万円余りの未達ということでございます。売り上げ原価221万5627円。これは予算に対して原価を48万円余りをオーバーしています。売り上げ総利益は7622万4056円。ここも174万8000円の未達です。販売及び一般管理費ですが7575万6206円です。差し引き営業利益は46万7850円となりますので99万5000円余りの予算の未達でございます。営業外収益を差し引きして、経常利益は46万9686円となります。前期損益修正損を加味しますと、税引き前当期純利益32万8006円。法人税住民税など差し引きますと、当期純利益は30万7756円。予算に対しては111万8400円余りの未達となっております。今年度の課題でございますが、収益が上がる宿泊事業について注力していきたいと考えております。客数稼働率については、平成28年が25%、29年度が27%、30年度28%と稼働率は上昇しております。宿泊利用者数は30年度は4、5月で451名でしたが、元年度は622名で、4月、5月だけで既に171名の利用者の増加となっておりますので、引き続きこのすう勢を維持していきたいと考えております。続きましてレストランの説明をさせていただきます。35ページです。純売上高は2496万5965円で、ほぼ予算どおりでございます。内訳ですが、宿泊客の食事代が712万1000円余りで、これは先ほど説明しましたが、約190万円増加しています。ただし、その下のレストラン収入については1384万4000円余りですが、こちらが270万円ぐらい、対前年で減少しております。こちらの方が大きな課題となっております。続きまして、売上原価ですが、856万1644円ということで、予算額に対して94万1644円と原価が高くなっております。差し引きしますと、売上総利益は1640万4321円となります。残念ながら、予算よりも79万5000円余りのマイナスという結果でございます。粗利益を計算しますと約59%となっております。同規模の業者平均は約63%と言われておりますので、この点を今後、今期は改善することによって、収支を均衡させるということを大きな目標に掲げております。続いて販売費及び一般管理費ですが、1791万1253円と、この時点において予算額を190万2000円あまりオーバーしています。主な要因ですが、ちょうど真ん中あたりに、消耗品費と書かれた項目がございます。ここが66万8000円オーバーしています。先ほどもご説明しましたが、主にレストランの食器類です。料理長とも話をしております。ほぼ食器を買いそろえることが来ましたので、今期においては、このような金額にはならないというふうに考えております。差し引きしますと、営業利益は残念ながらマイナス150万6932円ということになります。営業外収入を差し引きし、経常利益はマイナス150万6432円。法人税住民税を引きますと、当期純利益はマイナス152万6682円となります。今年度の課題ですが、まず、利益率の改善を行いたいと思っております。少なくとも業界平均並みには上げたいというふうに考えております。また冒頭でも申し上げましたが、土日の昼の法事などの誘客や、平日

夜の宴会これらを10名以上ご参加の場合、無料送迎することにより、増収を図っていきたいと考えております。無料送迎ですが、既に5、6月に各1回ずつ実施しております。また、昼のお客様が急激に減っていることについて、メニューおよびプライスの見直しを進め、当面の策として7月1日から1000円を切る価格で日替わりプレートを開始しております。続いて36ページをご覧ください。カヌーの里の損益計算書です。決算額の欄をご覧ください。純売上高は3667万7249円で、予算と比較しますと223万8000円の計画を上回った実績を出すことができております。売上原価は36万4840円を差し引きしますと、売上総利益は3630万2409円と、ここでもう234万7000円余り計画を上回っています。続いて、販売費及び一般管理費ですが、3030万4503円です。予算と比べまして経費は60万6000円余りの削減ができております。結果として、営業利益は599万7906円でございます。営業外収益を差し引きしますと、経常利益は608万833円、税引前当期純利益は608万833円。住民税、法人税と差し引きしますと、純利益は605万9833円で、予算と比べまして約90万4000円の達成をさせていただいております。カヌーの里の今年度の課題は、地域おこし協力隊を2名受け入れております。そのうち1名が2年目、もう1名は今年が初年度の人でございます。この2人の戦力をアップいたしまして、できれば公社の方に将来的に残っていただけるよう努力したいと考えております。簡単ですが以上でございます。38ページから41ページは会員及び利用状況を資料で添付しておりますので、これを見ていただきますようお願いいたします。42ページをお願いいたします。続きまして、令和元年度の事業計画でございます。令和3年3月末までの指定管理期間において、当該年度事業計画ゴールデンユートピアおおち、レストラン石楠花、カヌーの里分を掲載しております。項目を個別に読み上げることは省かせていただきます。令和元年5月からは、空席となっております開発公社の事業マネジメントの要となる支配人を採用いたしました。本来の施設目的である交流、健康、そして生きがい、創作活動の場として町民並びに来訪者に施設の提供を行います。特に美郷町の健康づくり、介護予防の観点から、保健事業との関連をより施策に沿った健康づくり事業に望みたいと思っております。このためにも事務局との連携、相談、協議を密にすることとしております。宿泊事業につきましては、団体客に対しては宿泊研修事業の補助金を全面的に押し、ADRといった客室平均単価のもと、日々需要に応じた料金設定により、テニス合宿は積極的に前年度と同様に誘致を働きかけていきます。また、個人客については、特にスマホ経由の予約獲得を目的に、ネット代理店のじゃらんなどを通じて、最適なマーケティングを行いたいと考えております。レストラン運営は、昨年度より直営となりましたが、メニュー価格において利用者のニーズも十分に捉え、柔軟に取り組みをしていきたいと考えております。50ページの方をお願いいたします。令和元年度美郷町開発公社の予算収支計算書でございます。部門ごとに、令和年度予算額と30年度予算額の比較を掲載しております。事業収入では、ゴールデンユートピアおおち3593万6000円、石楠花2162万円カヌーの里1792万5000円でございます。補助金等収入でございますが、ゴールデンユートピアおおちでは437

7万3000円。これは町からの指定管理料と介護予防などの受託収入でございます。レストラン石楠花400万円、カヌーの里につきましては1827万4000円、事業受託収入を244万4000円と見込んでおります。従いまして、当期の収入合計は、ゴールデンユートピアで7971万6000円、レストラン石楠花で、2562万7000円、カヌーの里で3625万円、全体の予算額を1億4159万3000円を予算計上しております。続きまして支出の部でございます。51ページをごらんください。1行目、事業費につきましては、ゴールデンユートピアおおちが7881万7000円、レストラン石楠花は2547万7000円、カヌーの里3277万円でございます。開発公社として、利益となる総収支差額は452万9000円を目標としております。指定管理としては、新たな3年間では2年目となり、これまでのノウハウを十分に活用して、地域住民の皆様に寄り添う施設として、ゴールデンユートピア、カヌーの里の適切な運営を目指してまいります。以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。続きまして、報告第6号、平成30年度株式会社グリーンロードだいわ第27期決算並びに第28期事業計画及び予算の報告についてご説明申し上げます。平成30年度グリーンロード大和の決算、事業計画につきましては6月11日に監査を受け、6月20日の取締役会で承認をいただき、26日の株主総会で承認をされたものでございます。それでは概要について説明を申し上げます。なお、監査報告書は12ページに掲載しております。2ページをお願いいたします。平成30年度の事業報告でございます。株式会社グリーンロードだいわは、美郷町から指定管理を受け、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間、潮温泉大和荘、潮交流研修宿泊施設の管理運営を行っております。大和荘については既にご存じのとおりで、建て替えに伴い平成30年5月末で営業を一時休止しております。現在は、隣接するバカンスハウスに事務所を移転し、平成30年6月から宿泊事業を行っております。平成30年度においては、第26期決算前の対比で冬季74%減の1928万2000円に減収となりました。また、大和荘の解体に伴う備品整理、運搬、バカンスハウスでの営業開始の準備経費などが嵩みまして、また、宿泊利用の伸び悩みもあり、営業損失は大きく純利益はマイナス757万6000円の決算となりました。3ページをお願いいたします。営業収入及び営業外収入、当期を含めて過去の25期、それから26期の売り上げとその他の収入について掲載をしております。続いて会社の概要でございます。主な事業概要、営業拠点、株式の状況につきましては、ご確認いただきますようお願いいたします。4ページをお願いいたします。大株主様の状況でございます。続いて社員の状況でございます。4月1日現在、大和荘におきましては、支配人以下3名の職員そのうち1名が臨時職員でございます。計4名で営業をしております。取締役及び監査役につきましてはご覧のとおりでございます。決算報告書に移らせていただきます。6ページをお願いいたします。6ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部でございますが、流動資産が、1073万2223円、固定資産が152万1477円、資産の合計1225万3700円でございます。負債の部が流動負債150万8897円、資産から負債を差し引きました純資産が1074万4803円でございます。次に8ページ営業費内訳をお願

いたします。こちらの方は、いわゆる支出内訳となります。給与手当を初めとする人件費や事業にかかった経費の内訳でございます。合計2691万2306円。これが、7ページの損益計算書に反映されております。7ページの方の損益計算書のご確認をお願いいたします。先ほどの営業費合計額が中段の3、販売費及び一般管理費のところに計上してございます。売上高、当期売上高1928万2331円が、先ほどの営業報告においてご説明を申し上げました大和荘及びバカンスハウスでの売上でございます。この売上高から、2、売上原価583万4999円を差し引いた残りの金額が1344万7332円となり、そこから、3、販売費及び一般管理費2691万2306円を差し引きしますと、マイナスの1346万4974円。これが大和荘に係る営業の収支でございます。営業外収益につきましては、雑収入で836万7065円。これは、大和荘で行っていた介護を予防事業、はつらつクラブの運営委託費46万5816円とその他ということで、さらに美郷町からバカンスハウスの指定管理料787万3700円こちらを合計いたしますと、836万7065円となります。5の営業外収益は0円でございます。6、特別利益は、貸倒引当金戻入が1万2800円、固定資産売却益が6万3112円で、合計7万5912円でございます。7、特別損失は、固定資産除却費として234万7676円。こちらは大和荘の解体に伴い減少してございます。税引前準損益がマイナス36万8163円、税金が20万8500円で、当期の純利益はマイナス757万663円となっております。9ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書でございます。資本金につきましては、前期から当期末残高は変わっておりません。利益剰余金のその他利益剰余金、前期末残高592万1466円に先ほどご説明いたしました当期純利益マイナス757万663円。6633円を加算しますと、当期末残高がマイナス165万5197円でございます。こちらに資本金の1240万円を加算し、純資産の合計が1074万4803円となります。11ページをお願いいたします。個別注記表でございます。下段の5、1株当たりの情報に関する注記でございます。1株当たりの純資産額は当期利益を加算いたしまして、4万3325.82円、1株当たりの当期純利益はマイナス3万551.06円となります。こちらは当期純利益の発行済み株式数となる248株で割り戻した数値となっております。以上が第27期の事業並びに決算報告でございます。14ページをお願いいたします。令和元年度第28期事業計画でございます。大和荘の解体に伴い、平成30年度は6月以降、潮交流研修宿泊施設バカンスハウスのみでの営業となりました。この際、従来からの固定客やビジネス利用客やカヌーの合宿などの宿泊利用客に食事ができるよう潮交流館の一部を調理場に整備しております。潮交流宿泊施設は、令和2年3月までの指定管理期間となっており、この期間中は、引き続き地元密着のサービスを基本に、利用者の利便性や満足度の向上を図りながら、健全な経営と地域活性化の促進を第1に考え、営業して参ります。15ページをお願いいたします。令和元年度の当初予算でございます。先ほどご説明いたしましたが、大和荘の休業に伴い、全体の予算額は大幅に下がっております。まず収入の部ですが、売上は972万2000円を見込んでおります。また、バカンスハウスの指定管理委託料として1018万5000円の委託料を計上し

ております。これは昨年度同様に、大和荘の企業に伴い、収益施設がなくなるため施設休業補償としての職員の人件費を基に算定しております。この結果、収入の合計額は1993万4000円の予算でございます。次に支出の部ですが、給料、賃金につきましては、バカンスハウスの運営に係る人件費を計上しております。大和荘の運営がなくなり、バカンスハウスのみの運営であるため、仕入れ、パート賃金、水道光熱水費、燃料費などが大幅に減少しております。支出の合計は1993万4000円の予定でございます。今年度も町より指定管理委託料収入を見込んでおり、基本的には営業利益は0円としております。ただ、少しでも営業利益を見込めるよう、新利用者の開拓を初め、仕入れ経費や、維持管理費の節減に努めていきたいと考えております。以上で平成30年度株式会社グリーンロードだいわ第27基決算並びに第28期事業計画及び予算の報告について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

失礼いたします。報告7号、平成30年度一般社団法人ファームサポート美郷の事業実績及び決算と令和元年度の事業計画及び予算について申し上げます。ご報告させていただきます平成30年度一般社団法人ファームサポート美郷の決算及び事業計画につきましては、5月24日の定時社員総会にて承認されたものでございます。まず、平成30年度の事業実績をご説明させていただきます。2ページをご覧ください。30年度の事業実績は、7月1日から3月31日までの事業実績になります。事業活動の概要についてご説明します。非営利事業は、農業経営の部門となっております。遊休農地10.8ヘクタールの農地の依頼を受け、そのうち8.6ヘクタールについて利用権設定を行い、現在も問い合わせが来ている状況でございます。内訳としましては、内田地区1.8ヘクタール、京覧原地区5.2ヘクタール、志君地区3.8ヘクタールとなっております。農業経営の概要については、水稻、広島菜、そば、芍薬、白ねぎ、自己保全の6つを計画しておりましたが、水稻においては農地の水路の現状を踏まえ、平成30年度の作付けは困難と判断し、作付けを行っておりません。広島菜につきましては、2ヘクタールの作付け行いましたが出荷直前に病気が発生し、販売高は170万円と計画に対して57%の実績となっております。そばにつきましては3ヘクタールの作付けを行い、順調に成育をいたしました。鳥獣被害や台風の影響により、収量は3分の1となっております。芍薬につきましては、50アールの作付けを計画しておりましたが、苗の供給ができなかったことにより、作付けができませんでした。白ネギにつきましては、20アールの作付け行いましたが、昨付け時期が遅くなったこと、浸水や猿の被害により販売高は33万円となり、計画比で33%の実績となっております。また、圃場の悪い箇所におきましては、除草、排水作業などを行い、次年度に向けた保全活動を行っております。次に、営利事業についてご説明申し上げます。農協からの受託授業となります育苗事業につきましては、邑智地域1万3000箱、大和地域におきましては8500

箱の供給を行ったところでございます。また大和地域の水稲作業におきましては、11ヘクタールの春作業と秋作業、それからライスセンターの事業を行ってございます。また、邑智地域の受託につきましては、堆肥散布、マルチ張り、畝立て等の作業を受託しております。次に、決算関係について、ご説明を申し上げます。3ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部でございますが、流動資産が2373万7632円。固定資産が778万5705円。繰延資産が44万7966円で、資産合計は3197万1303円となっております。次に、負債の部は、流動負債278万9427円、資産から負債を差し引きました正味財産合計は2918万1876円となり、当期の正味財産は59万1165円の減額となっております。次に収支計算書についてご説明いたします。4ページをご覧ください。収支計算書につきましては、6ページの営利事業部と、8ページの非営利事業をそれぞれに収支計算書を作成しまして、それを合算したものが、4ページから5ページにあります総事業費になってございます。総事業費のページで説明をさせていただきます。まず収入の部でございますが、会費が4万2000円、売上が1239万2730円。主な売り上げとしまして、広島菜157万円、白ネギ33万円、作業受託は邑智育苗296万円、大和育苗207万円、大和の受託291万円、ライスセンター190万円となっております。雑収入におきましては632万9952円。主なものとしまして産地交付金217万円、中山間地域等直接支払交付金90万円、農地流動化補助金227万円で、収入合計は1876万4682円となっております。次に支出の部でございます。製造原価は1775万6855円、一般管理費が851万7992円。法人税が8万1000円で支出合計は1935万5847円となり、収入から支出を差し来ました当期の収支差額はマイナスの59万1165円となりました。次に令和元年度の事業計画でございます。11ページをご覧ください。まず非営利事業でございますが、遊休農地の利用権設定を12ヘクタールを設定し、中山間直接支払い等交付金や各種補助金等を活用しまして、遊休農地の解消に努めてまいります。また農地の状況に合わせた的確な作付け品目の選定を行うとともに鳥獣被害の多い地域であるため、防護柵対策を実施してまいります。具体的な農業生産品目でございますが、水稲につきましては、育苗センター事業との期間が重複することもあり、昨年に続き検討してまいります。広島菜につきましては2ヘクタールの作付けを目標に、300万円の販売額を目指してまいります。そばにつきましては、当法人の農業経営の重点作物と位置づけ、4ヘクタールの作付けを目標としてございます。芍薬につきましては、遊休農地の中で比較的圃場条件の悪い場所を選定し、0.5ヘクタールの作付けを計画しております。白ネギにつきましては、0.5ヘクタールの作付けを目標とし、鳥獣害対策の徹底を図り、反収向上に努めてまいります。その他の圃場につきましては、自己保全といたします。次に営利事業でございます。こちらは受託事業が対象となります。まず育苗でございますが、委託料の見直しにより、委託料が減少いたしますが、効率化を図り健苗、生産に取り組んでまいります。12ページをごらんください。②の受託でございます。大和地区の受託作業につきましては、集落営、農農業法人が設立され減少傾向にございますが、邑智地区においては堆肥散布、畝立て、草刈りなど

の要望もあり、効率化を図り、事業の拡大に取り組んでまいります。次に収支計画でございます。14ページをご覧ください。収入の部でございます。左から営利事業の部、非営利事業の部、法人と3部門の合計数字が一番右の欄の合計となっております。非営利事業の販売高につきましては、広島菜300万、そば40万、白ネギ180万円の合計520万円を計画しております。また受け取り補助金につきましては、広島菜、そば、芍薬、白ネギで300万円の産地交付金を見込み非営利部門の収入を820万円と計画しております。営利事業におきましては、邑智の育苗施設で260万円、大和の育苗施設で180万円、ライスセンターで190万、邑智受託で100万、大和の受託だけで300万円を見込み、合計1030万円を計画しております。法人の部門では、県補助金、町補助金、中山間直接支払い交付金等350万円を見込んでおまして、収入合計を2204万円を計画しております。支出の部でございますが、3部門の合計で申しますと、材料費350万円、雇人費300万円、製造費720万円、人件費876万円など支出の合計で2500万円を計画しております。従いまして、収入から支出を差し引いた利益はマイナス296万円となり、そこから法人税を差し引いた当期剰余金はマイナスの304万円。前期と合わせました当期末処分剰余金は、マイナスの555万8000円と計画しております。以上で報告7号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

以上で報告事項の説明が終わりました。

日程第6、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は条例案8件、予算案5件、一般事件案2件の計15件であります。

議案第50号から議案第64号までの15議案を一括上程いたします。

初めに議案第50号から議案第57号までの条例案8件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●旭林住民課長

上程いただきました議案第50号、美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。まず、改正の理由でございます。住民基本台帳法施行例等の一部を改正する政令、平成31年政令第152号の交付に伴い、印鑑登録証明事務処理要領、昭和49年自治新第10号通知、こちらが一部改正され美郷町印鑑条例の改正が必要となることから、規定の整備を行うものでございます。具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表を用いまして、ご説明をさせていただきます。第6条第1項第4号、印鑑登録事項及び第16条第1項第1号印鑑登録証明の交付でございます。共に印鑑登録の際の必要登録事項の中に旧氏を追加するものでございます。本人からの届け出によって、住民票に旧氏を記載することにより、旧氏への印鑑登録、また旧氏での印鑑証明書の交付が可能となるもの

でございます。附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。以上で、議案第50号の説明を終わります。ご審議のほどお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

上程いただきました議案第51号、美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。まず、改正の理由でございます。現在、ゴールデンユートピアおおちは、毎週火曜日を休館日として営業しております。数年前から、火曜日の宿泊を希望する問い合わせが多くある状況にあり、この宿泊需要に対応するため、現在の利用をいただいている皆様に影響が最も少ない木曜日を定休日に変更するのでございます。新旧対照表にてご説明申し上げます。第13条は休館日に関する規定です。第13条第1項中毎週火曜日を毎週木曜日に改めるものがございます。また附則としまして、施行期日は令和元年10月1日からということになっております。以上が議案第51号でございます。続きまして、上程いただきました議案第52号、美郷町みさと光ネット施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。提案の理由でございますが、みさと光ネットについて美郷町とNTT西日本の運用について、整理調整をいたしまして、それを規定に反映するものがございます。新旧対照表にご説明申し上げます。第7条は、特別加入期間に関する規定です。第7条第2項「できる」の次に第13条第1項の届け出をしたものが、再度、特別加入申し込み期間内に加入する場合を除く、を加える改正でございます。ここの特別加入申し込み期間は、平成24年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。これは、加入促進を進めている期間でございます。この期間内に加入にかかる工事費は無料としておりますが、自己都合による解約及びNTT約款による契約解除後の再加入の場合は、工事費を請求する旨を追加するものがございます。続きまして、第13条は休止、脱退等に関する規定です。第13条の見出しを脱退に改め、同条第1項中「サービスの提供を受けることを休止し、休止を解除し、又は」を「その加入から」に改め、同条第2項中、「休止または脱退に」改正するものがございます。また、第13条第2項中「休止または脱退」を「脱退」に改める改正です。合わせて第20条第2項は使用料に関する規定ですが、第20条第2項中、「施設の利用を休止し、または加入を解除」を「脱退」に改めるものがございます。これらの改正は、現在のNTTサービスにおいて、休止の取り扱いがないため、改正するものがございます。第21条は、使用料の納期に関する規定でございます。見出し中、納期を納期限に改め、同条第1項中、（3月から翌年2月までの間を言う。）を削り、同条第2項中、「納期は3月1日から」を「納期限は、」に（前項のサービスの提供を受けた年度後最初の3月の期間をいう。）を「又は納付書に記載の日」に改めるものがございます。こちらは、現行の1年分の考え方が、3月から翌2月までという形になっておりますが、これを4月から翌年3月までに変更するものがございます。また、使用料の請求を3月に1度1年分を請求しておりましたが、これを使用料が確定したその後とし、納期限も3

月31日または納付書に記載の日に変更する改正でございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するというようになっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●旭林住民課長

上程いただきました議案第53号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。まず改正の理由でございます。地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が、平成31年3月末日に公布され、関連する美郷町税条例の改正が必要となることから、10月1日移行施行分に係る町税条例について、規定の整備を行うものでございます。それでは新旧対照表に基づいて、主な改正点について、その要旨をご説明いたします。新旧対照表、1ページをお開きください。改正文第1条による改正でございます。改正後をご覧ください。第36条の2、町民税の申告でございます。第7項に、新たに前年において支払いを受けた給与で、年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が申告書を提出する時は、その記載事項の一部を一定の記載によることができるものとするよう改正するものでございます。第36条3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び第36条3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書でございます。今回の税制改正において、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給されます児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とすることとされたところです。そこで、このひとり親に対する非課税措置が講じられることに伴い、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または、公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとするものです。続きまして、3ページをお開きください。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税でございます。令和元年10月1日から環境性能割、これは3輪以上の軽自動車を対象に新たに創設されるものでございます。および種別割、こちらは現行の軽自動車税に相当するものでございます。これらの区分により課税されることとなります。環境性能割は、新車、中古車を問わず、取得時に4区分により課税することとなります。そこで、まず令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された電気自動車などを非課税措置とするものでございます。附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でございます。第2項から第4項まで、新たに加えられたところでございます。これらは、軽自動車税、環境性能割に係ります賦課徴収等の事務については、島根県が行うこととするものでございます。4ページをお開きください。附則第15条の6軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございます。需用平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するものでございます。5ページをお願いいたします。附則第16条、軽自動

車税の種別割の税率の特例でございます。これは種別割の特例、グリーン化特例について、令和元年度及び令和２年度に初回車両番号指定を受けたものについて、現行と同内容の特例を適用するとしたものでございます。新たに第２項以下、３項を加え、それぞれに、令和３年度及び令和４年度に初回車両番号指定を受けたものについて、特例の適用対象を、電気軽自動車等の内、一定のものに限定する措置を講ずることとするものでございます。７ページをお願いいたします。附則第１６条の２、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例でございます。附則第１６条において、新たに追加した３項の規定を受ける軽自動車に該当するか否かの判断を、国土交通大臣の認定等に基づき判断することとするものでございます。続きまして、改正文第２条による改正でございます。第２４条個人の町民税の非課税の範囲でございます。非課税の範囲に第１条による改正でご説明申し上げました単身児童扶養者を新たに加えるものでございます。続いて、附則第１６条、軽自動車税の税率の特例でございます。第１条による改正と同様でございますが、４輪以上の乗用のものに対する規定を整備したものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わらせていただきます。続いて、改正条例附則の説明をさせていただきますので、本文の改め文、７ページをお願いいたします。附則第１条で、この条例は令和元年１０月１日から施行するものとしております。続いて、附則第２条につきましては、町民税における経過措置を規定し、第４条において、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。詳細な説明では省略をさせていただければと思います。以上で議案第５３号の説明を終わります。ご審議のほどをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました美郷町条例第５４号、美郷町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。まずは改正の理由をご説明します。この条例改正は、令和元年５月の子ども子育て支援法改正に伴い、今までは、保育所など入所に際しての認定を至急認定としておりましたが、法改正によりまして、教育保育給付認定に改正されましたので、それに伴いまして、言語の置き換えが行われるのが主な改正点でございます。具体的な変更内容については、新旧対照表で、それぞれの言葉を置きかえておりますのでご確認いただければと思います。なお令和元年度この改正は令和元年度１０月１日からの施行としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第５５号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。提案理由でございます。水道法の一部改正が本年１０月１日から施行され、指定給水装置工事事業者の指定に５年ごとの更新制が導入されること

となっております。これまでの制度では、工事事業者の名称や所在地等の変更、事業の廃止や休止、再開の届け出について規定をされておりましたが、工事事業者の実態把握ができず、所在不明の事業者が存在するなどといった課題がございました。こうした課題に対応するとともに、事業者の質の維持、向上を図ることを目的といたしまして、5年ごとの更新制が導入され、指摘要件を満たしているかを改めて確認する必要があることから、更新に係る手数料の規定を加えるため例規の整備を行うものでございます。新旧対照表により、ご説明申し上げます。第30条は、手数料に関する規定でございます。第30条中、第5号を第6号といたしまして、2号から第4号を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に2号といたしまして、指定更新手数料1件につき3000円という文言を加える改正内容となっております。戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日は令和元年10月1日からの施行となります。以上が議案第55号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第56号についてご説明いたします。まず、提出の理由でございます。この条例は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による来年4月1日からの会計年度任用職員制度について、給料、手当、報酬、これらの支給方法、費用弁償に関しての基本的事項を定めるものでございます。まず、条例の基本的な内容、構成について申し上げます。1つ目に来年度の募集、予算編成を進めるにあたり、まず必要となります基本的事項を定めることとしております。この他の関係条例は、法律の施行日である来年4月までに順次行うことといたしております。2つ目に、制度は基本的に正規職員と同様になることから、既存の正規職員に関する条例の規定を準用することといたしております。3つ目に規定の構成は法を踏まえ、会計年度任用職員の勤務時間をフルタイムとパートタイムに分けております。規定ぶりに違いはございますが、法に基づくものであり、他団体もほぼ同様の内容を条例化されているまたはされる見通しでございます。次に改正法の趣旨を踏まえたこの条例の要点について申し上げます。1つ目に、給料、報酬についてでございます。勤務時間がフルタイムの職員には、給料、パートタイムの職員は給料に相当するものとして、勤務時間に応じた報酬を支給いたします。これらの金額の決定に当たりましては、正規職員の給料表を準用することといたします。2つ目に期末手当についてでございます。任期6月以上の職員について、基本的に正規職員と同様の期末手当を支給することといたします。3つ目にその他手当についてでございます。時間外勤務、特殊勤務、通勤手当など勤務に応じた手当を正規職員に準じて支給いたします。なお住居、扶養手当といった生活関連手当については除きます。4つ目に費用弁償についてでございます。パートタイムの職員につきましては、通勤手当、旅費に相当するものとして費用弁償を正規職員に準じて支給いたします。5つ目に給与の支給方法等についてでございます。給料の支給日、支給方法、給料からの控除は、正規職員に準ずることといたします。尚、条例に規定するものではござい

ませんが、会計年度任用職員の任用の方針は週31時間まで、日数換算4日分までのパートタイムでの任用を基本とし、フルタイムは例外的に任用する想定であることを申し上げておきます。続いて条項ごとの要旨について申し上げます。議案2ページをごらんください。第1条から第3条は、この条例の趣旨、共通する事項について規定しております。第2条1項で、改正後の地方公務員法第22条の2、第1項の規定に応じて、会計年度任用職員をフルタイム職員と、パートタイム職員を分け、対象とする給料等を定義いたします。第2条、第2項と第3項第3条では正規職員の給与条例を引用し、給料の口座払いや引き去りができるといたします。第4条から第15条までは、フルタイムの会計年度任用職員に関する規定でございます。第4条では、適用する給料表は正規職員の給料表を準用することといたします。適用する給料表は給料表1級、2級を想定いたしております。議案2ページ目の下から3ページ目をごらんください。第5条では、様々な職種の複雑、困難、責任の程度に応じて、給料表の級を適用することといたします。第6条では、第4条、第5条を踏まえた具体的な号級の決定については任命権者が決定することといたします。給料の決定の一例としましては、一般的な事務で高校を卒業してすぐにフルタイムに任用する場合は、1級1号の14万4100円に決定する想定でございます。なおこの給料決定は職種によりまして変わる想定でございます。これら第4条から第6条に関しましては、職種や業務を踏まえて、給料表を運用するために規則を定めることといたします。第7条は、給料の支給方法を正規職員に準ずるといこととし、計算期間は原則、月の1日から末日、支給日は原則毎月20日とするものでございます。第8条から第13条では、各種手当について、正規職員に準じて支給することといたします。第8条は通勤手当、第9条は特殊勤務手当、第10条は時間外勤務手当、第11条は休日勤務手当、第12条は宿日直手当を規定し、これらに該当する勤務があった場合に支給することといたします。なお特殊勤務手当、宿日直手当につきましては、現在のところを想定いたしておりますませんが、こうした職務につくことがあった場合に備え、あらかじめ規定をしておくものでございます。第13条は期末手当を任期6月以上の場合に支給することとし、その額、基準等は正規職員に準じることといたします。なお参考として、平成30年度の支給率は、給料の2.6月分でございます。議案第4ページをご覧ください。第14条、第15条では、1時間当たりの給料額や欠勤等があった場合の給料の減額については、正規職員に準ずることといたします。第16条から第25条までは、パートタイムの会計年度任用職員に関する規定でございます。尚、報酬とは期末手当を除く給料各種手当に相当するものとして第2条で定義しております。第16条では報酬についてフルタイムの職員と同様に職種、困難度等に応じて決定をし、勤務時間に応じたものといたします。例えば、週4日31時間勤務の場合は、給料表の号級の5分の4となります。また、その支給単位は、職種等に応じて月額、日額、時間額といたします。議案4ページ下から5ページ目をごらんください。第17条から第20条では、各種手当について、フルタイムの場合と同様に正規職員に準じて支給することといたします。なお、パートタイムの場合は、フルタイムと勤務形態が違うため、宿日直手当に相当する報酬は想定いたしておりません。

第20条では期末手当を任期6月以上の場合に支給することとし、その額、基準等は正規職員に準ずることといたします。なお、国の指針等を踏まえ、勤務時間が週15時間30分未満のもの、特殊性がある職務については除く想定であり、具体には規則で定めます。第21条から23条は、前に規定するフルタイム職員の場合の第7条、第14条第15条と同様の規定でございます。第21条では報酬の支給方法、計算期間、支給日を第20条、第21条では1時間当たりの額の計算、その減額について正規職員に準ずることを規定をいたします。議案6ページ目をごらんください。第24条と第25条は費用弁償について定めます。通勤手当、旅費に相当するものを支給する場合は、法によりパートタイムの場合は、費用弁償とすることとされており、正規職員に準ずることといたします。第26条は、特別な場合などでこれらの規定によりがたい場合については別途定めることとするものでございます。会計年度任用職員は、その業務、形態等が多種多様で、自治体によっても大きな違いもあり、こうした規定を設けます。なお、この場合の給与は、職務の特殊性、同様の業務、常勤職員との均衡等を考慮して決定することといたします。第27条は、運用などの詳細な事項や実務に必要な読み変えについては規則で定めることといたします。施行日は附則で定め、法と同じく令和2年4月1日といたします。以上で議案第56号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●佐竹議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●高橋美郷暮らし推進課長

上程いただきました議案第57号、がんばれ美郷町寄付基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次ページの改め文をご覧ください。この度の改正は、第2条に1号を加えるものでございます。この条例の第2条には、給付者の社会的投資を具体化するための事業、いわゆる寄付金の使い道を総合的な事業として、1号から4号に規定しており、ふるさと納税の募集に当たっては、この中からご希望の使い道を選んでいただくようにしているところです。これをより具体的な事業とし、町のこれからの施策や事業に対して思いに共感した人、取り組みを応援したいと思ってくれる人からのご寄付を募りたいと思っております。また、このような取り組みや事業を速やかに周知できるよう、この条例におきましては、前各号に定めるもののほか、町の発展または振興に資する事業として、町長が規則で定めるものという規定を加え、速やかな対応ができるようにしたい考えです。なお、規則の方には具体的なものとしまして石見神楽が日本遺産に登録されたことから、石見神楽の振興に関する事業、また石見ワイナリーリゾート構想の中で、三江線跡地の有効活用を進めることの2つの取り組みをまずは規定をしたいと考えております。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で議案第57号の説明を終ります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

説明が終わりました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

(休憩 午前 10時 58分)

(再開 午前 11時 15分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

初めに、会計課から申し出がございますので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

会計課長。

●井上会計課長

先ほど報告4号で、平成30年度決算に基づく美郷町の健全化並びに資金不足比率の報告をさせていただきました。私の発言の中で、7会計すべて黒字というふうなご説明を差し上げましたが、国保会計につきましては、赤字決算でございましたので、この場をお借りしまして、訂正とお詫びをします。以後気をつけたいと思います。

●佐竹議長

それでは、続いて議案第58号から議案第62号までの予算案5件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第58号、令和元年美郷町一般会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。議案第58号につきましては、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ9億9120万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億3414万8000円とさせていただきます。2ページからの第1表歳入歳出予算補正および明細となる事項別明細書の総括については、10ページからの明細書内訳にてご説明をして、第2表繰越明細費、第3表の債務負担行為、最後に、第4表の地方債の補正について、ご説明を順次差し上げたいというふうに思います。それでは、10ページをお開きください。歳入について、主なものについてご説明を申し上げます。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金でございます。こちらは144万円増額しております。交付額の決定に伴います増でございます。尚、各種地方債、これについては各種地方債、減収の見込みによる補てん分というふうに捉えております。その下、款10、地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税。説明欄にあります普通交付税、これは今年度に入りまして交付額決定に伴います増、446万6000円を計上してあります。1段開きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金でございます。説明欄、低所得者保険料軽減負担金。これは介護保険法の制度上、低所得者の階層区分の変更に伴います増額、33

4万円でございます。その下、障害者自立支援給付費負担金、これ過年度分でございます。平成30年度の実績に伴います実績額不足分の追納です。648万9000円を計上しております。11ページをお願いします。2段落目の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金です。説明欄上の段にあります生活困窮者就業準備支援事業費等補助金、これは生活保護法の改正に伴いますシステムの改修400万1万5000円で計上しております。その下目2衛生費国庫負担国庫補助金、説明欄、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。これは町内の避難所等に太陽光発電パネルと蓄電池を整備するという事業でございまして、事業費は6億7125万円を、こちらの方で計上しております。2つ下がりにまして、目9商工費補助金でございます。説明欄、プレミアム商品券事業費補助金、これは10月から今度子どもさん等を対象としたプレミアム商品券ですが、対象者を1560人と定め、2万円のお支払いで、2万5000円の商品券が購入できるというものでございます。プレミアム商品券の事業費の補助金の増、91万6000円は見込み対象者の増によるものでございます。12ページをお願いします。中段です。款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金でございます。こちら説明欄にある低所得者保険料軽減負担金並びに障害者自立支援給付費負担金、これは先ほど国庫金に連動した県の支出金でございます。それぞれ167万円、324万4000円を計上しております。その下、款15県支出金、項2県補助金、2段目の4農林水産費県補助金でございます。説明欄にありますがんばる地域応援総合事業交付金事業。こちらはリースハウスの暖房費、この前、あべ農園さんが作られていますリースハウスの暖房に係る設備と、それから田野原で百姓未来さんがやっておられる牛の繁殖牛の購入費にそれぞれ充てられております。13ページをお願いします。款15支出金、項2県補助金でございます。その説明欄、先ほど、目が一緒でございますが、農地利用集積事業補助金、こちらは集落営農組合の田立さんが今度は、集積の関係で農地を集積された報償金として210万円を挙げられております。その下、農地耕作条件改善事業補助金、これは吾郷地区の農地の基盤整備事業として318万2000円計上させていただいています。1つ空きまして、目6災害復旧費県補助金でございます。説明欄、過年農地災害復旧費補助金。昨年度の災害で高畑地内の農地、こちらの災害についての追加変更分1216万4000円をこちらの方で上げさせていただいています。一番下の款18繰入金、項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金でございます。これは決算剰余金普通交付税等が決定になりまして、基金の取り崩しを減じたため4000万円減額にしております。次のページ14ページをお願いします。中段ですね。款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、説明欄、純繰越金。これは決算により伴います繰り越し純増で3130万1000円です。15ページをお願いします。款21町債、項1町債中段の6消防債、説明欄、緊急防災減災事業。こちらは、先ほどの太陽光パネル発電そして蓄電池の設備の工事に伴いまして、防災減災国土強靱化緊急対策事業債を当てるものでございます。2億870万をこちらの起債から充当します。その下、目10臨時財政対策債、これは普通交付税額の決定に伴いまして5280万、留保分を計上させていただきました。続きまして歳出です。歳出は16

ページ、下の段、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費。説明欄説002広報費で
ございます。事務業務委託料200万でございますが、これは本年度刷新いたしますホーム
ページに係る事業費を電子計算管理費の方で掲げておりましたが、適正な歳出コードに変
更させてもらいまして、電子計算管理費の方を200万減額をしまして、こちら広報費に2
00万計上しております。17ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目5
財産管理費です。説明欄2段目にあります庁舎管理費です。こちらは、庁舎の空調設備の更
新ということで6000万円を上げています。これは先ほどの太陽光パネル蓄電池設備と
連動した事業というふうに捉まえています。その下目6企画費でございます。説明欄にあり
ます001企画費、こちらの修繕費、工事請負費、こちら主にゴールデンユートピアの老朽
化に伴う修繕費でございます。エントランスホールのボルトの不具合による施設全体の改
修ということで927万1000円、ペレットボイラーの部品交換に118万円、四季の杜
のゲストハウスこちらの修繕に90万2000円、レストランの照明に35万円、それから
小便器のフラッシュバルブこちらに23万5000というふうな金額の内訳でございます。
その中にまた予算の事務事業委託費60万、これについては、先ほど町長の行政報告にござ
いましてインドネシアの美郷まつり、こちらの方の費用に60万を挙げております。その下
002、定住推進費でございます。2段目の補助金210万でございますが、内訳としまし
ては、空き家改修が既に空き家改修の補助金が既に枯渇しとりまして、要望等ございました
中で、勘案してもらいまして、50万の4件、それからまた、増築分の10万を足しまし
て210万を計上しております。その一段空きまして、結婚対策費でございます。126万
円は結婚相談委員の配置を、この度することになりまして、計上しております。それから一
番下の、013地域おこし協力隊推進費248万1000円。これは地域協力隊員のですね、
事業推進の支援として観光部門での2事業を、この度こちらの方で計上をしております。1
8ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目10諸費、説明欄にあります0
03自治振興費です。当初予算では、計上しておりませんでした。要の人材を沢谷分が急
遽3月の初めに要望されまして、実際今稼働はされておりますが、沢谷分として229万3
000円をこちらで今回改めて計上させていただきました。19ページをお願いします。1
番下の段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。説明欄の00
3地域改善対策費、工事費333万1000円。こちらは、国道375号の改修に伴います
共栄集会所の移設工事、こちらの建設費に333万1000円を設計しました結果、増額し
まして今回この予算に計上させていただきました。1ページ飛びまして、21ページをお願
いします。款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費でございます。説明欄001
生活保護総務費、こちら事務業務委託料は、先ほど歳入ところでもお話ししましたが、生活保
護のシステム改修に伴います事業委託料です。453万2000円です。その下、目2扶助
費でございます。説明欄001、扶助費、県返還金。こちらは生活保護費の平成30年度分
の実績に伴う返還金698万4000円でございます。その下、款4衛生費、項1保健衛生
費、目1保険衛生総務費。説明欄にあります保健衛生総務費の他会計繰出金、これは簡易水

道会計にですね、修繕費513万8000円、職員の資格取得のための費用として95万8000円をこちらの方で合わせて計上をしております。23ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。説明欄006就農営農育成事業補助金、こちらは営農集落法人の田立組合さんが米の搬出機の購入のための補助金でございます。107万6000円です。その1つ空きまして、020がんばる地域応援総合事業、こちらは、補助金156万7000円のところ、こちらはですね、先ほどお話ししました百姓未来さんの繁殖牛2頭、そしてリースハウスのあべ農園さんの暖房設備を、それぞれ50万と106万7000円を補助金として計上しております。そして024農地利用集積事業については、営農農業法人の田立さんの方で集積をされた報償金として、補助金として210万を計上しております。次に24ページをお願いします。款6農林水産業費、項1農業費でございます。説明欄008農地耕作条件改良事業、工事請負費として454万8000円。これ吾郷地域の農地基盤整備事業として、この度、工事請負費として計上しております。25ページをお願いします。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費でございます。説明欄001商工業振興費です。こちらは事務事業委託料にですね、836万9000円、内訳はプレミアム商品券の5000円分掛ける1560人の780万と事務費で計上しております。次、その下、目3観光費でございます。001観光費です。こちらはその他負担金のところ、62万5000円ありますが、三瓶広域ツーリズムの負担金として新たに発生した負担金をこちらで計上しております。後はこの中にですね、日本遺産記念に伴う神楽のPR経費67万円、また各種イベント参加のですね、経費として60万。こちらの方に普通旅費、消耗品等々でですね、織り交ぜて組み込んでおります。その下、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費です。説明欄001道路新設改良費。その中の国県事業負担金300万、これは島根県が今年、みなと大橋ところの、新みなと橋という仮称なのか分かりませんが、予備設計費として2000万計画しておりまして、そのうちの15%300万を地元自治体の方で負担をするというもので、計上させていただいております。27ページをお願いします。款9消防費、項1消防費目5災害対策費でございます。説明欄001災害対策費です。こちらは測量設計委託料420万、また工事設計費に7億9300万、いずれも太陽光発電及び蓄電池設置にかかる工事費を計上しております。28ページ飛びまして29ページをお願いします。款10教育費、項6社会教育費、目1社会教育総務費でございます。説明欄003文化財保護費でございます。こちらは石見街道活用事業として、ガイドの育成、ウォークイベント、PR動画の作成のためこちらの財源でございます200万が、このたび県の事業の採択を受けて実施することになりましたので、こちらの事業費として計上させていただいております。最後30ページです。中段ですね、款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業災害復旧費、説明が002過年災害復旧費でございます。これは昨年起きました高畑の農地災害に伴います追加変更を工事費として計上させていただきました。以上が歳出歳入でございました。続きまして戻っていただきまして、5ページをお願いします。第2表繰越明許費でございます。こちらは款2総務費、項1総務管

理費、事業名、潮温泉大和荘建替整備事業、金額は、8億235万8000円でございます。大和荘の建替を来年の11月頃あると見込んだスケジュールを想定したことから、全体費用のですね、7割程度の8億235万8000円を、翌年度、令和2年度に繰越額として見込み、提案をさせていただきました。次に6ページをお願いします。第3表、債務負担行為でございます。事項につきましては、農業信用機構協力損失補償金雪害対策資金債務保証ということで、期間は令和元年度から令和12年度。これは長期間にわたる財務負担の費用に対して限度額を設定するものでございまして、この度は、昨年1月の大雪において被害を受けられた農家の農業ハウス、この復旧資金の調達とした債務保証を島根県及び美郷町担っておるものでございます。掛かる資金額は209万円で、自治体自体は6%と定められており、期間は令和元年から12年までので、12万6000円が限度枠でございます。年々ここにつきましては、額が下がってくるというふうに伺っております。最後、第4表7ページでございます。地方債の補正でございます。こちらの方変更点のみ申し上げます。変更点ございましたのは、防災対策事業債、こちら限度額1740万と限度額を設定しとりましたが、先ほどの太陽光パネルの設備、蓄電池等の事業費を災害対策の事業債から借り受けることにしまして2億2650万円。また一番下にあります臨時財政対策債、こちら4600万というふうに限度額しておりましたが、この度、限度額を9880万といたします。合計で申しますと補正額、補正前が17億8960万円、これに2億6310万円を増額いたしまして、補正後の限度額を20億5270万円とするものでございます。以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第59号、令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について説明いたします。補正の内容は、歳入歳出それぞれ613万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2908万9000円とするものでございます。歳入歳出予算事項別明細書の方で説明をいたします。6ページの方をお願いいたします。2歳入、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額613万6000円の増額でございます。運転公債費分として繰入をするものでございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1上水道、項1簡易水道事業費、目1簡易水道事業費、補正額613万6000円の増額でございます。備考欄の方で説明いたします。人件費の補正といたしまして、共済費4万円の増額。旅費といたしまして、水道技術管理者資格取得講習会への旅費として69万8000円、需用費の方は、粕渕浄水場の濁度計、それから潮浄水場の取水ポンプ、上野、亀村地区の量水器の取り替え修繕、潮浜原地区の漏水修理ということで合計513万8000円の増額でございます。その他負担金といたしましては、水道技術管理者資格取得講習会の受講料といたしまして、26万円の増額となっております。以上が議案第59号の説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして、上程いただきまし

た議案第60号、令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、ご説明いたします。補正の内容は、歳入歳出それぞれ1万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7920万5000円とするものでございます。歳入歳出予算事項別明細書の方で説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。2歳入、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1万9000円の増額でございます。公共下水へ6000円、集落排水の方へ1万3000円、それぞれ運転公債費分として繰り入れをするものでございます。7ページの方をお願いいたします。歳出でございます。3歳出、款1下水道費、項1公共下水道事業費、目1特定環境保全公共下水道事業費、補正額6000円の増額でございます。人件費の補正といたしまして、共済費へ6000円の増額となっております。同じく款1下水道費、項2農業集落排水施設事業費、目1農業集落排水施設事業費、1万3000円の増額でございます。人件費の補正といたしまして、共済費への1万3000円の増額となっております。以上が議案第60号の説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●旭林住民課長

上程いただきました議案第61号、令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ321万2000円くお追加し、歳入歳出予算の総額を6億8398万1000円とするものでございます。主な理由といたしましては、共済費及び平成30年度分交付金精算に係ります返還金による増額でございます。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて、ご説明をさせていただきます。6ページをお開きください。まず歳入でございます。款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額18万3000円の増額でございます。また、款15諸収入、項4雑入、目5雑入、補正額302万9000円の増額でございます。詳細につきましては、それぞれ歳出のところでご説明を申し上げます。続きまして、7ページ、歳出をお願いをいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費補正額18万3000円の増額でございます。職員2名分の人件費を計上しておりまして、説明欄にございますように、共済費、共済組合負担金として18万3000円の増額でございます。続いて、款11諸支出金、項1償還金および還付加算金目1償還金、補正額302万9000円の増額でございます。これは平成30年度保険給付費等交付金精算に係ります県返還金といたしまして302万9000円を計上してございます。また、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2一般被保険者保険税還付金、補正額43万5000円の増額でございます。過年度に遡っての国民健康保険の資格喪失届け出がなされ、多額の歳出還付処理が必要になったものでございます。この返還金につきましては、款13予備費、項1予備費、目1予備費、こちら43万5000円減額し、充用するものでございます。以上で議案第61号の説明を置きます。ご審議のほどお願いをいたします。続きまして上程いただきました

議案第62号、令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきましてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ21万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7408万9000円とするものでございます。主な理由といたしましては、共済費及び平成30年度分の補助金返還金による増額となっております。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。6ページをお開きください。まず歳入でございます。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額12万3000円の増額でございます。続いて款7諸収入、項2広域連合納付金、目1保険料還付金、補正額5万円の増額、また目2還付加算金、補正額4万5000円の増額でございます。詳細につきましては、はそれぞれ歳出のところでご説明を申し上げます。7ページ、歳出をお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額6万9000円の増額でございます。職員1名分の人件費を計上しており、説明欄にございますように、共済組合費、共済組合負担金におきまして、共済費6万9000円の増額となっております。続きまして、款1総務費、項2徴収費、目1徴収費、補正額5万4000円の増額でございます。高齢者医療制度円滑運営事業補助金に係ります国庫返還金といたしまして5万4000円を計上してございます。次に款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金。補正額5万円及び目2還付加算金、補正額4万5000円。これらをそれぞれ増額してございます。過年度分の所得の更正に基づく保険料の還付等で補正計上してございます。以上で議案第62号の説明を終わります。ご審議のほどお願いをいたします。

●佐竹議長

美郷暮らし推進課長。

●高橋美郷暮らし推進課長

上程になりました議案第63号についてご説明いたします。工事請負契約の締結について、法律及び条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的としましては、小さな拠点事務所、別府の建築工事。契約金額は5588万円。契約の相手方は邑智郡美郷町惣森183番地。倉橋工務店代表倉橋勝司。契約の方法、指名競争入札でございます。議案の内容について説明をさせていただきます。この工事請負契約は、別府地域の小さな拠点事務所建築工事のため入札を行ったもので、令和元年8月29日に指名競争入札をいたしました。入札指名者は、有限会社高田設備、有限会社ウシオ設備、有限会社福間工務店、倉橋工務店、有限会社柿田工務店、小谷工務店、彦田工務店、貝谷建省、大社建設株式会社の9社でございます。落札者は、倉橋工務店代表倉橋勝司で、落札金額は5080万円。消費税508万円を加え、契約金額5588万円でございます。仮契約は令和元年8月30日に締結しており、完成期限は、令和2年1月31日としております。工事の主な内容といたしましては、事務所の新築工事、木造平屋建て建築面積180平方メートル、1棟及び附帯工事一式でございます。財源としましては、過疎対策事業債及び繰越明許費繰越金となっております。以上で議案第63号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●佐竹議長

番外、会計課長

●井上会計課長

上程いただきました議案第64号、平成30年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることにつきまして、概要についてご説明申し上げます。平成30年度決算につきましては、本年4月1日から2カ月間にわたる出納整理期間を終え、5月31日に出納を閉鎖いたしました。また、7月23日から8月23日までの32日間監査委員のお2人の方に決算審査をいただき、8月の29日にお示ししておりますとおり、全会計にわたって相違なく適正であるとの決算審査意見書をいただいております。さて平成30年度の決算認定に供する資料としましては、お手元に配布しております2種類の綴りでございます。決算書の綴りは、一般会計から特別会計に立って全8会計の歳入歳出の事項別明細書でございます。またそれとは別に2つの調書を一括して綴っておりますものは、総務課、会計課においてそれぞれ作成されたものでございます。最初は総務課からの財産に関する調書でございます。町が所有しております土地、建物、基金、出資金等に関するものがございます。次に、会計課から歳入歳出決算資料でございます。実質収支に関する調書を初め、未収入の状況、基金の状況、地方債の状況、財政力指数等の状況についてまとめられております。それではこの綴りの上に2種類の見出しをつけておりますが、その中の決算資料とあります会計課作成の平成30年度歳入歳出決算資料の2ページをご覧ください。平成30年度会計別決算及び実質収支に関する調書により、会計別の決算状況につきましてご報告を申し上げます。まず一般会計につきましては、歳入総額は69億1005万1472円。歳出総額68億5706万4912円でございます。歳入歳出差引額は、5298万6560円となります。また、この差額内の内訳には、翌年度に繰り越しすべき繰越額の2168万4002円が含まれており、平成30年度の実質収支は3030万2558円となります。次に特別会計でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。歳入総額344万9036円。歳出総額は155万7566円で、歳入歳出差引額189万1470円となり、実質収支額も同額でございます。次に簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額1億6894万7533円。歳出総額1億6881万5760円で、歳入歳出差し引き額は13万1773円となります。この差額内にも翌年度に繰り越しすべく、繰越明許額の8万円が含まれており、平成30年度の実質の収支額は5万1773円となります。次に右隣りの下水道事業特別会計でございます。歳入総額2億6371万8870円。歳出総額2億6327万2504円です。歳入歳出差引額は44万6366円となります。こちらの差額内にも、翌年度繰り越しすべく繰越明許額の総額39万6400円が含まれており、平成30年度の実質の収支額は、4万9966円となります。次に、君谷診療所特別会計でございます。歳入総額414万6184円。歳出総額414万6184円で歳入歳出差引額実質収支額とも0円でございます。次に国民健康保険特別会計でございます。歳入総額7億6068万1133円。歳出総額7億6376万7182円で、歳入歳出差引額はマイナスの308万6049円

となり、実質収支額も同額でございます。次に国民健康保険診療所特別会計でございます。歳入総額7887万3692円、歳出総額7887万3692円同額で歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額1億8081万6636円、歳出総額1億8081万6636円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。また一般会計及び特別会計の合計額は、歳入総額83億7068万4556円で、歳出総額83億1831万4436円です。歳入歳出の差引額はトータルで5237万120円となっております。尚、実質収支額は繰越額の2216万402円を差し引いた3020万9718円となります。以上が、会計毎の決算額実質収支額でございます。続きまして、次ページ3ページの平成30年度美郷町会計別決算及び実質収支等に関する資料の予算の執行率についてご報告を申し上げます。この報告、執行率は、予算額と決算額の比率でございます。この表は左から予算額と決算額の比較、そして予算額と決算額の比率、不納欠損額、収入未済額と表記したもので、さらにそれぞれ年度対比も行っております。予算執行率につきましては、表の真ん中より少し右側にあります予算額と決算額の比率の欄にあります平成30年度のところをごらんください。上段の一般会計で申しますと、平成30年度歳入は91.6%、平成30年度の歳出は90.9%となっております。5月に行われました第3回臨時会でお示ししました繰越計算書にもありますように、平成30年度は繰越額が多かったため、昨年でも6ポイント近く執行率が少なくなっております。以下特別会計につきましては、各会計の歳入歳出の執行率が記載されておりますので、ごらんをいただきますようお願いいたします。なお、各分野の決算の詳細につきましては、予算決算委員会におきまして、担当課長からもご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。以上簡単でございますが、平成30年度の予算の概要の一部を申し上げさせていただきます。内容をご精査の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●佐竹議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は5日に日程を取りますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は5日の木曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

この後、午後1時から、この場におきまして、全員協議会を聞かれますので、よろしくお願いをいたします。

(散 会 午後 12時 1分)